

《福岡県外国人技能実習生受入組合連絡協議会》 情報通信 第130号

今回のテーマ「入国後講習の基準について特例措置」について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による入国制限長期化や水際防疫措置等で入国後講習に影響が出ている状況を踏まえ、**入国後講習の基準について特例**が設けられることとなりました。施行規則の一部改正 2月26日公布（施行）詳しくは外国人技能実習機構 HP⇒ <https://www.otit.go.jp/>

「過去6月以内」の特例について

入国後講習を12分の1以上に短縮できる入国前講習の要件「過去6月以内」は、新型コロナウイルス感染症による入国制限で6月以内に講習が行われなかった場合、令和元年8月1日以降に受講した講習が入国前講習として認められる特例が設けられました。

「12分の1以上」の特例について

外国人技能実習機構が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等を考慮しやむを得ないと認める場合において、当分の間、入国後講習の総時間数を第1号技能実習予定時間全体の24分の1以上に短縮することが認められる特例が設けられました。45日以上240時間以上の講習を座学で受講していることが必要であって、入国後14日間の待機期間中にオンライン講習ができない場合が該当します。

「介護職種」の特例について

詳しくは外国人技能実習機構 HP を確認ください。

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則」
入国後講習の基準について（第10条第2項第7号）

- 七 第一号技能実習に係るものである場合にあっては、入国後講習が次のいずれにも該当するものであること。
- イ 第一号企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては申請者が、第一号団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては監理団体が、自ら又は他の適切な者に委託して、座学（見学を含む。ハにおいて同じ。）により実施するものであること。
- ロ 科目が次に掲げるものであること。
- （1）日本語、（2）本邦での生活一般に関する知識
（3）出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法その他技能実習生の法的保護に必要な情報（専門的な知識を有する者（第一号団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては、申請者又は監理団体に所属する者を除く。）が講義を行うものに限る。）
（4）（1）から（3）までに掲げるもののほか、本邦での円滑な技能等の修得等に資する知識
- ハ その総時間数（実施時間が八時間を超える日については、八時間として計算する。）が、技能実習生が本邦において行う第一号技能実習の予定時間全体の六分の一以上（当該技能実習生が、過去六月以内に、本邦外において、ロ（1）、（2）又は（4）に掲げる科目につき、一月以上の期間かつ百六十時間以上の課程を有し、座学により実施される次のいずれかの講習（以下「入国前講習」という。）を受けた場合にあっては、十二分の一以上）であること。
- （1）第一号企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては申請者が、第一号団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては監理団体が、自ら又は他の適切な者に委託して実施するもの
（2）外国の公的機関又は教育機関（第一号企業単独型技能実習に係るものにあつては、これらの機関又は第二条の外国の公私の機関）が行うものであつて、第一号企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては申請者、第一号団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては監理団体において、その内容が入国後講習に相当すると認められたもの